自動車リサイクル法

(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

引取業登録申請の手引き

(令和6年4月)

青 森 市

引取業者登録申請の手引き

1 都道府県知事及び保健所設置市の市長への登録

- (1) 自動車所有者から使用済自動車の引取りを行う事業者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)に基づき、引取業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事や保健所設置市の市長への登録が必要となります。 青森市内で使用済自動車の引取業を行う事業所を持つ事業者は、本市への登録が必要です。
- (2) 引取業者の登録を行っただけでは、部品取りを行うことはできません。部品取りを行うためには、

2 登録申請の手続き

(1) 申請書様式

規則様式第一 引取業者登録(登録の更新)申請書

別途解体作業の許可を取得することが必要です。

(2) 申請に必要な書類の内容

く申請書記載事項>

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに 準ずる者をいう。)の氏名及び生年月日
- 4 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合は、その名称及び住所、代表者の氏名、役員の氏名・役職)
- 5 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれている かどうかを確認する体制

<添付書類>

- 1 申請者が法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面(引様式第1)
- 2 申請者が個人である場合においては、住民票の写し(本籍地が記載されているもの)
- 3 申請者が法人である場合においては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 4 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し(本籍地が記載されているもの)法定代理人が法人である場合は、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 5 申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類(※1)
- ※1 次の書類を添付すること。
 - (フロン類の確認方法を記載した書類を有している場合)
 - ・確認方法を記載した書類
 - (十分な知見を有する者がフロン類を確認する体制を有している場合)
 - 特定エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が確認できることを示す 書類(①確認体制を説明する書面、②確認者の資格証等(自動車整備士や中古自動車査 定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等))
- ※2 住民票の写し(本籍地が記載されているもの)及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)は 発行日から3ヶ月以内のものに限る。

(3) 申請書の提出先等

ア申請書の提出先

青森市 環境部 廃棄物対策課 〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市役所 駅前庁舎 3階 Tel 017-718-1086

- ※ 受付は予約制となっていますので、あらかじめ電話でご予約のうえ、ご来庁ください。
- ※ 青森市以外の青森県内において事業所を設置し、業を行う場合は、別途、県の各環境管理部又は八戸市への申請が必要となります。

申請者の住所又は所在地(法人の場合は商業登記簿上の本店所在地)が青森県内(青森市及び 八戸市を除く。)にある場合は、住所又は所在地がある区域を管轄する各環境管理部へ、住所又 は所在地が青森県外の場合は、東青地域県民局環境管理部に申請書を提出してください。

(青森市及び八戸市を除く青森県内に事業所がある場合のお問い合わせ先)

環境管理部名称等	管轄区域
東青地域県民局 環境管理部	
〒038-0031	東津軽郡
青森市大字三内字丸山 198-4青森県運転免許センター2F	上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)
TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	
中南地域県民局環境管理部	弘前市、黒石市、五所川原市、
₹036-8345	つがる市、平川市、西津軽郡、
弘前市大字蔵主町4 県弘前合同庁舎1F	中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	十/丰丰10以 11/11年110以 10/11年110以
三八地域県民局 環境管理部	十和田市、三沢市
₹039-1101	上北郡(七戸町、おいらせ町、六戸町、
八戸市大字尻内町字鴨田7 県八戸合同庁舎 2F	東北町)、三戸郡
TEL 0178-27-5111 (H)FAX 0178-27-1922	
下北地域県民局 環境管理部	
7 035-0073	 むつ市、下北郡
むつ市中央 1-1-8 県むつ合同庁舎新館 1F	
TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	

(八戸市に事業所がある場合のお問い合わせ先)

八戸市 市民環境部 環境保全課

〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1 八戸市庁別館6F

TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

イ 申請書の提出部数

申請者は、申請書の提出用1部(正本)及び保管用1部(副本)を作成してください。

ウ 登録申請手数料

手数料は、市が発行する納入通知書により、青森市指定金融機関等へ納入してください。市が納入を確認したあとで申請書を受理し、登録審査を始めますので、お早めに納付してください。

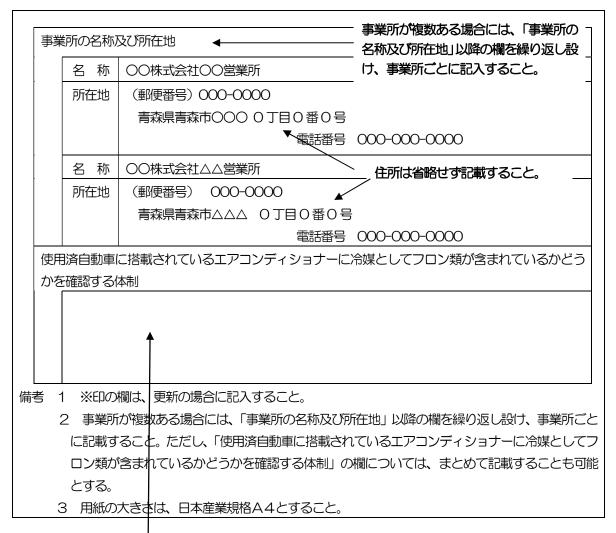
区分	手数料の額
引取業の新規登録	4,000円
引取業の登録の更新	4,000円

3 申請書等の記入例

(1) 引取業者登録申請書の記入例

様式第一(第四十六条関係) 引取業者 登録の	新規は、未記入。 更新の場合に、記入すること。 録 申請書 /
	*
-1	※登録番号
該当しない方を消す。	※登録年月日
	年 月 日
 青森市長 様	+ /3 🚨
(垂)	便番号) 000-0000
(主)	
人	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	人にあっては、名称及び代表者の氏名) 話番号 000-000-0000
住所は省略せず記載する	
	11項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の
登録(登録の更新)を申請します。	
役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役	と又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入す
ること。)	
(ふりかな)	
氏名	 役職名
ふりがな	1244
	代表取締役
ふりがな	取締役
	7AIIFIA
ふりがな	日の女公司
	取締役
法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ	O、その法定代理人が個人である場合に記入する
こと。)	
(30)55	
氏 名	
住 所 (郵便番号)	
	電話番号
である場合に記入すること。)	
名称	

	(ふりがな) 代表者の氏名		
	住所	(郵便番号)	
			電話番号



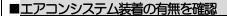
「特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを 確認する体制について記入すること。

- ①確認方法を記載した書類を有している場合
- →「特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか を確認するための方法を記載した書類を有しています。」と記入する。
- ②特定エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者(自動車整備 士や中古自動車査定士)が確認できる体制がある場合
- →「特定エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が特定エア コンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認でき る体制を有しています。」と記入する。
- ※事務所が複数ある場合には、まとめて記入することも可能。

(2) 申立書の記入例

引様式第1 引取業登録	録誓約書	
使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条	第1項	
1 心身の故障によりその業務を適切に行うことが手続開始の決定を受けて復権を得ない者	ができない者として主務省令で定める者又は破産	
2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律 第137号)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者		
3 第51条第1項の規定により登録を取り消され	れ、その処分のあった日から2年を経過しない者	
4 引取業者で法人であるものが第51条第1項 その処分のあった日前30日以内にその引取業 年を経過しないもの	の規定により登録を取り消された場合において、 者の役員であった者でその処分のあった日から2	
5 第51条第1項の規定により事業の停止を命	ぜられ、その停止の期間が経過しない者	
6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの		
7 法人でその役員のうちに第1号から第5号ま	でのいずれかに該当する者があるもの	
申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約	約します。	
	年 月 日	
申請書に記載されているものと同一であ ること。	<u>住所</u>	
	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	

(3) 特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類の例



ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

口装着



フロン類が含まれていると判断する

□非装着



フロン類が含まれていないと判断する

■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認(上記同様)



- (装着)

ロコンデンサが破損(穴や裂傷)していない

ロエアコン配管、ホースが破損(穴や裂傷)していない



□破損している □破損している



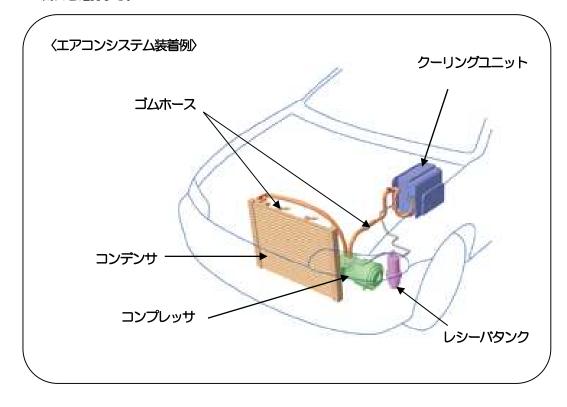
フロン類が含まれていると判断する

フロン類が含まれていないと判断する

■必要に応じて、以下により確認

口使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

□実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒 の流れを確認する。



(4)特定エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者(自動車整備士や中古自動車整備士等)がフロン類を確認する体制を説明する書類の例

事業所における十分な知見を有する者がフロン類を確認する体制について

申請者名	
事業所の名称	
確認者の氏名	役 職
資格等の名称	
確認項目等	 1 エアコンシステム装着の有無 ・ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。 2 車両の前方部が事故等で破損している場合 ・1と同様にエアコンシステム装着の有無を確認し、装着されている場合、次の事項を確認する。 ①コンデンサが破損(穴や裂傷)しているか ②エアコンの配管・ホースが破損(穴や裂傷)しているか 3 1及び2のほか、必要に応じて行う確認 ・使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。 ・実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合、冷媒の流れを確認する。

※事業所が複数ある場合は、事業所ごとに作成してください。

登録の更新 申請書

※登録番号						
※登録	年月日					
年	月	E]			

青森市長様

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員	の氏名(業務を執	行する社員、取締役、執	行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入する
こと	.)		
	((ふりがな)	
		氏 名	役職名
法定	代理人の氏名及び	住所(未成年者であり、た	いつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)
	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所	(郵便番号)	
			電話番号
法定	代理人の名称及び	住所並びにその代表者の	氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人で
ある	場合に記入するこ	こと。)	
	名 称		
	(7.10.1%)		
	(ふりがな)		
	代表者の氏名		
	住 所	(郵便番号)	
			電話番号

			役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であ	
り、 	かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。			
		(ふりかな)		
		氏 名	役職名	
事業	所の名称及	び所在地		
	名 称			
·	所在地	(郵便番号)		
		電話	番号	
使用	済自動車に		-に冷媒としてフロン類が含まれているかどうか	
を確	認する体制	IJ		

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

引取業登録誓約書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律 第137号)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、 その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2年を経過しないもの
- 5 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。

	年	月	
住所			_
氏名 ()	<u></u>	ハエクノ	<u>-</u> -
(法人にあっては名称及び竹	\衣 有().	八名)	

引取業者の手引き

1 引取業者の役割

|役割1||装備・預託確認の実施

使用済自動車を引き取る際は、フロン類(エアコン)、エアバッグ類の装備の有無を確認(装備確認)の上、リサイクル料金が預託されているかの確認(預託確認)を行う必要があります。

役割2 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- 使用済自動車の引取りを求められた時は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る 必要があります。
- 使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取 報告を行う必要があります。

役割3 引取証明書の交付

使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、引取証明書を交付する必要があります。

役割4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- 都道府県知事及び保健所設置市の長の登録・許可を受けたフロン類回収業者または解体業者(フロン類がない場合)に使用済自動車を引き渡す必要があります。
- 使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

役割5 使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

使用済自動車が確実に解体され永久抹消登録等・自動車重量税還付申請手続きが可能になった時点で、 最終所有者にその旨の連絡を行う必要があります。

※引取業者の登録を行っただけでは、部品取りを行うことはできません。部品取りを行うためには、別途 解体業の許可を取得することが必要です。

2 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

- 引取業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やリサイクル料金の収納実務のために、都道府県知事及び保健所設置市の長への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。
- 引取時のリサイクル料金の収納に関しては、資金管理法人から手数料が支払われますので、自動車リサイクルシステムへの登録時にあわせて約款によりその旨の契約を締結していただくことになります。
- 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納の際に必要となる事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。

~自動車リサイクルシステム登録の受付窓口~

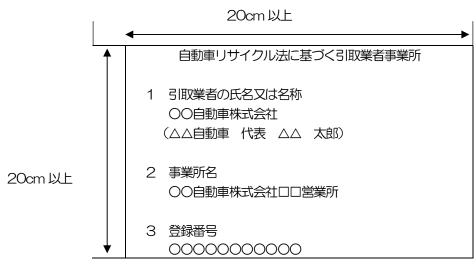
公益財団法人自動車リサイクル促進センター 業者登録グループ 〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号 TEL 050-3786-7755

3 標識の掲示

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさで、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものであることが必要です。

【標識の例】



※ 標識の様式は特に定められていない。

4 登録の更新

5年ごとの更新です。登録の更新を受ける場合は、現行の登録期間満了年月日の2ヶ月前から登録の有効期間満了日までに申請してください。

有効期間満了日までに更新の申請があった場合、満了日を経過しても、申請に係る処分(登録又は登録の拒否)があるまで、更新前の登録は継続します。

登録が更新となった場合、前回の有効期間満了日から5年を経過した日が次回の有効期間満了日になります。 【審査期間(新規・更新):30日(土、日、祝日等、休日含まない。)】

5 登録の取消し

都道府県知事及び保健所設置市の長は、引取業者が、次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、 又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 不正の手段により、引取業者の登録を受けたとき。
- (2) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が登録基準に適合しなくなったとき。
- (3) 登録の拒否要件である「成年被後見人若しく被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- (4) この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

6 各種届出について

(1)変更の届出

登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に変更届書(規則様式第2)を提出しなければなりません。

変更届書には、当該引取業者が法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面(引様式第1)及び次に掲げる書類を添付してください。

変更事項	添付書類		
氏名又は名称	個人	住民票の写し(本籍地が記載されているもの)	
及び住所	法人	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		
未成年者の法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の住民票の写し(本籍地が記載されているもの) 法定代理人が法人の場合は登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		
事業所の名称及び所在 地	事業所を追加した場合は、その事業所の使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどでかを確認する体制を説明する書類		
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに 冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒として ロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類		

(2) 廃業等の届出

次のいずれかに該当することになった場合には、その日から30日以内に廃止届書(市規則様式第40号)を提出しなければなりません。

廃業届には、登録通知書を添付してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由に より解散した場合	その精算人
登録に係る引取業を廃止した 場合	引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表す る役員

(3)登録証再交付の届出

登録証の再交付が必要な場合は、許可証再交付申請書(市規則様式第48号)を提出してください。

(4) 各種届出の提出部数

届出書は、1部の提出が必要です。

(5) 各種届出の提出先

青森市 環境部 廃棄物対策課 〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市役所 駅前庁舎 3階 Tel 017-718-1086

※ 青森市以外に設置していた事業所を廃止する場合は、別途、県の各環境管理部又は八戸市への届出が必要となります。

届出者の住所又は所在地(法人の場合は商業登記簿上の本店所在地)が青森県内(青森市及び八戸市を除く。)にある場合は、住所又は所在地がある区域を管轄する各環境管理部へ、住所又は所在地が青森県外の場合は、東青地域県民局環境管理部に届出書を提出が必要となります。

(青森市及び八戸市を除く青森県内に事業所がある場合のお問い合わせ先)

環境管理部名称等	管轄区域
東青地域県民局 環境管理部 〒038-0031 青森市大字三内字丸山 198-4青森県運転免許センター2F TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	東津軽郡、上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)
中南地域県民局 環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 県弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市、西津華郡、 中津華郡、南津華郡、北津華郡
三八地域県民局 環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 県八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111代) FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、 上北郡(七戸町、おいらせ町、 六戸町、東北町)、三戸郡
下北地域県民局 環境管理部 〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 県むつ合同庁舎新館 1 F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、下北郡

(八戸市に事業所がある場合のお問い合わせ先)

八戸市 市民環境部 環境保全課

〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1 八戸市庁別館6F

TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

引取業者変更届出書

年 月 日

青森市長様

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	Ю
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

廃 止 届 出 書

年 月 日

青森市長 様

(郵便番号)

住 氏 名

> (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた

業を廃止したので、

使用済自動車の再資源化等に関する法律

第48条第1項(第59条において準用する場合を含む)

の規定により、次のとおり届け出ます。

第64条第1項(第72条において準用する場合を含む)

登録又は許可を受け ていたもの 住所 氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃止の理由(該当するものに 〇を付すこと。) 1 死亡

- 2 法人が合併により消滅
- 3 法人が破産手続開始の決定により解散
- 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散
- 5 登録又は許可に係る業の廃止

(注) 登録通知書又は許可証を添付すること

(日本産業規格A4)